

株式会社くすの木

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年7月20日～2029年7月19日

2. 目標と取組内容・実施時期

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

目標1

職員1人あたりの年次有給休暇取得率を70%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2024年8月～ 職員の毎月の年次有給休暇取得率を代表者が中心となって把握する。
- 2024年11月～ 年次有給休暇の取得率が70%未満の職員に対し、当該休暇の積極的取得を周知する。
- 2025年4月～ 年次有給休暇の完全取得を目指して業務体制の見直しなどを行っていく。

<次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

目標2

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<実施時期・取組内容>

- 2024年8月～ 全職員へのアンケート調査、検討開始
- 2024年10月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布。事務所全体での所内研修の実施

<女性活躍推進法に基づく目標>

目標3

女性職員について、毎年1名を目標に管理職への登用を図る。

<実施時期・取組内容>

- 2024年10月～ 女性職員と現在の働き方や今後のキャリアアップ等について面談の実施。
- 2024年10月～ 女性職員を対象とした管理職向けの勉強会の実施。
- 2025年4月～ 女性職員と個別面談を実施し、管理職就任の打診。
家庭と仕事の両立を意識しながら、新規事業所開設等の時期に合わせ管理職への登用を行う。